

## 議第百十八号

### 岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年九月十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の項中第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

4 公立高等学校等の専攻科に在学する生徒に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二二の項中「第三号」を「第四号」に改める。

別表第三知事の項中「第四号」を「第五号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

## 提 案 説 明

公立高等学校等の専攻科に在学する生徒に対する支援金の支給に関する事務について、個人番号及び必要な特定個人情報を利用することができるようにするため、この条例を定めようとする。